

令和2年度 上石神井中学校いじめ問題対策方針

1 いじめに対する基本姿勢

いじめは重大な人権侵害であり決して許されないものである。

いじめは、どのような場面でも起こりえるとの認識に立ち、いじめの未然防止及び早期発見に努め、いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害者の側に寄り添い保護者や関係機関との連携を図りながら学校の教職員全員で対応する。

2 いじめの防止等の対応のための組織の設置

(1) いじめ対策委員会の設置

学校内にいじめ防止等の対策のための校内いじめ対策委員会を設置する。

いじめ対策委員会のメンバーは、校長、副校長、生活指導主任、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、ふれあい相談員、学校生活支援員とする。

尚、重大事態が発生した場合には、校長、副校長、主幹教諭を中心とするいじめ問題緊急対策委員会を設置し、発生した事案の性質に応じて、教育委員会や警察等とも連携を図りながら適切な専門家を加えて問題への対応、解決を図る。

(2) いじめ対策委員会の実施体制及び役割

いじめ対策委員会は、いじめ防止やいじめの早期発見に向けた取り組みを計画的に実施する。また、いじめを把握した場合には、早期対応に早期解決に努め、再び同じいじめが繰り返されないようにする取り組みを計画・実施する。

3 いじめの未然防止・早期発見に関する学校の取り組み

(1) 人権教育を推進する。

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の全教育活動を通して人権教育を推進する。特に道徳の時間を活用しいじめに関する内容を年間3回実施する。また、道徳授業地区公開講座を活用し、保護者及び地域の方々とともに生徒の健全育成について考える機会をつくる。

(2) 情報モラル教育の充実

道徳の授業や特別活動、技術科の授業等を通して、情報モラルに関する指導を行うとともに、全校生徒を対象とした情報モラル教室や講習会を実施する。また、「上石中SNSルール」の周知と指導を徹底する

(3) 学校行事や部活動の充実

協力することの大切さや社会性、規範意識などを育てるため、学校行事や集団宿泊行事、部活動等の体験活動の充実を図る。

(4) 生徒会活動の推進

生徒会を中心として、いじめの未然防止に向けて、生徒会朝会や委員会活動を利用して自主的な活動を推進する。いじめ撲滅キャンペーンを実施する。

(5) ふれあい月間・いじめ一掃プロジェクトの確実な実施

ふれあい月間を活用し、いじめ防止ポスターや標語、人権作文等に取り組み、いじめ防止や克服に向けた取組を支援する。

(6) いじめ講演会の開催

全校生徒や保護者、地域の方々といじめ問題について考えるいじめ講演会を開催する。講師は、いじめ問題に関する専門的な知識のある方を招聘し、いじめについて考え、いじめ防止に努める。

(7) いじめアンケートの実施

いじめに関する学校独自のアンケートを毎月実施し、いじめの早期発見に努める。アンケート結果は各学年が取りまとめ、いじめ対策委員会に報告する。申告等があったいじめについては早期対応・早期解決を図る。また、関係機関との連携が必要な場合には、教育委員会に報告し関係機関との適切な連携を取り解決を図る。

(8) 教職員による生徒観察

授業中や休み時間の活動も含め全教育活動を通して、生徒理解を丁寧に行い、いじめの早期発見に努める。また、スクールカウンセラーやふれあい相談員、養護教諭との連携を密に行い、相談室や保健室での生徒の様子等も共有して生徒理解を適切に行う。また、休み時間や放課後の校内巡回を全教員で計画的に行い、生徒理解に努める。

(9) 教育相談の充実

教員と生徒との相談週間を設定する。また、スクールカウンセラーや心の相談員との面談も計画的に実施し、教育相談の充実を図る。特に中学校1年生に対しては、7月までに全員スクールカウンセラーとの個別面接を実施する。

(10) 保護者との連携

保護者会や保護者と教師の会の役員会を定期的の実施し、保護者からの情報を入手するとともに学校における生徒の状況を定期的に発信し、いじめの未然防止や早期発見に努める。

また、学校評価保護者アンケートの項目にもいじめに関する内容を取り入れ、学校の対応について定期的に評価し、評価結果を基に改善に努める。

(11) いじめに関する校内研修の計画・実施

いじめに関する校内研修を全教職員対象に実施し、教職員の指導力の向上を図る。特に若手教員に対しては、いじめの被害の深刻さが実感できる危機管理研修を個別に実施する。

(12) 東京都教育委員会作成の資料を活用する。

いじめ防止カードや学校いじめ相談メール等の資料を効果的に活用し、いじめの未然防止・早期発見に努めていく。

4 いじめへの対応・重大事案への対応

(1) いじめられる側の生徒への支援

いじめが発生した場合には、いじめられる側の生徒に寄り添い、事実関係を丁寧に聴き取り指導する。個人情報やプライバシーの取扱には十分配慮し、指導後の対応について保護者とも連携を図りながら適切な対応を行う。スクールカウンセラーやふれあい相談員とも連携を図りながら生徒に心理的負担を与えないように配慮する。

(2) いじめる側の生徒への指導

いじめる側の生徒に対しては、教育的配慮の下、組織的に指導する。すぐに状況が改善しない場合には、保護者とも連携を図りながら指導を行う。それでも状況が改善しない場合には別室での個別の指導も行う。

(3) 保護者や地域との連携した指導

いじめの早期解決のためには、家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、いじめが発覚した場合には、保護者にも適切に情報を提供し、保護者と連携・協力していじめの解決にあたる。また、民生委員や保護司等との連携も図りながら、地域での見守り等の協力を依頼する。

(4) 重大事案に対する対応

暴行や恐喝等の事案は、警察等の関係機関と連携して対応する。いじめは人格を傷つけ、生命や身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。また、重大事案が発生した場合には、迅速に教育委員会へ報告し、区教育委員会いじめ問題対策方針に基づいて対処する。

(5) 保護者や地域との連携

重大ないじめ事案が発生した場合には、教育委員会との連携の協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分に配慮しながら、事案の状況や学校の対応等について説明責任を果たし、保護者の理解と協力を得る。また、生徒の見守りが必要な場合には、民生児童委員や保護司等に連絡し、地域の人材と連携を図り見守り体制を構築する。

(6) 指導の経過観察

いじめの指導後の経過観察については、保護者との連携を密に取りながら、スクールカウンセラーやふれあい相談員との連携を図り、心のケアとともに必要な支援をする。また、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる授業観察、休み時間の行動観察等を積極的に行う。

(7) 適応指導教室への通級等の実施

学校は、いじめが原因で不登校になっている被害生徒がいる場合には、緊急対策委員会を招集し、保健室や別室登校、適応指導教室への通級等、被害生徒の状況に応じて緊急避難の措置を適切に実施する。

(8) インターネット上でのいじめへの対応

公開の掲示板や動画投稿サイト等で生徒の個人情報が公開された場合には、早急に保護者と相談し、対策を講じる。名称や書き込み内容、画像等を保存・記録し事実を明確にする。

犯罪行為に関わるような悪質な内容については、教育委員会や警察に相談し対応する。個人情報に関する書き込みをした場合には、保護者にすぐに連絡し、削除させるとともに学校側と被害者及び被害者の保護者で相談をした上で、謝罪させる。

いじめ問題に対する具体的な取組

<いじめの取組>

<具体的な取組内容>

